

相模原市防災条例

目次

第1章 総則(第1条 第8条)

第2章 事前対策(第9条 第23条)

第3章 応急対策(第24条・第25条)

第4章 復旧・復興対策(第26条・第27条)

第5章 推進体制等(第28条・第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策について、基本理念を定め、並びに市、市の職員、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の基本的事項を定めることにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 自主防災組織 自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。)を母体として編成された防災組織をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 帰宅困難者 災害の発生時に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない者及び遠距離を徒歩で帰宅する者をいう。
- (7) 災害時要援護者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らの身は自ら守るという自助、自分たちのまちは自分たち

で守るという共助並びに国、地方公共団体及びその他の公共機関が市民等の生命、身体及び財産を守るという公助の考え方に基づき、市、市民及び事業者が、人と人との^{きずな}絆及び協働の精神を最大限に尊重し、それぞれの責務及び役割を果たすことを基本として行われるものとする。

- 2 防災対策は、本市の地域の特性及び社会情勢を踏まえ、男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点を反映するとともに、被害を可能な限り最小化する減災の考え方を基本として行われるものとする。

(地域防災計画の実施)

第4条 市は、法第42条第1項の規定により作成された相模原市地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に行うものとする。

(市の責務)

第5条 市は、市の有する全ての資源及び機能を十分に生かし、国、他の地方公共団体、市民、自主防災組織、事業者及びその他の関係機関と連携し、及び協力しながら、防災対策を推進するものとする。

- 2 市は、市民等及び事業者に対し、日頃から防災意識の高揚を図るため、自助及び共助の考え方について周知するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するものとする。
- 3 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民等及び事業者の自発的な防災対策の促進を図るものとする。
- 4 市は、災害に強いまちづくりの推進に当たっては、首都圏全体の防災機能の強化につながる視点を持って取り組むものとする。

(市の職員の責務)

第6条 市の職員は、防災に関し必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害の最小化及び迅速な回復を図るための職務を的確に遂行しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、災害が発生した場合において自己及び家族の安全を確保するため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

- 2 市民は、災害が発生した場合において地域とりわけ近隣世帯が相互に協力し防災対策を円滑に行うため、日頃から自主防災組織の活動に参加するよう努めると

ともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、災害が発生した場合において従業員、来所者等(以下「従業員等」という。)の安全の確保及び事業活動の迅速な回復を図るため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な研修、訓練等を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の一員として、市民及び自主防災組織との連携に努めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 事前対策

(市民等の基本的取組)

第 9 条 市民等は、災害に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について取り組むよう努めなければならない。

- (1) 家族、友人等(以下「家族等」という。)との連絡及び安否確認手段の確保
- (2) 居住地又は通勤し、若しくは通学する場所の周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
- (3) 避難の経路、場所及び方法の確認
- (4) 3 日分以上の食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄(市民に限る。)
- (5) 家具等の転倒の防止(市民に限る。)
- (6) 出火の防止
- (7) 初期消火に必要な資機材の準備(市民に限る。)

(事業者の基本的取組)

第 1 0 条 事業者は、災害に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について取り組むよう努めなければならない。

- (1) 従業員等及び従業員等と家族等との連絡及び安否確認手段の確保
 - (2) 事業所周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
 - (3) 避難の経路、場所及び方法の確認
 - (4) 従業員等の一斉帰宅の抑制のための 3 日分以上の食品、飲料水その他の必要な物資の備蓄
 - (5) 初期消火及び救出・救助に必要な資機材の整備
 - (6) 事業活動を継続するために必要な事項
- (災害に強い都市基盤づくり)

第11条 市は、災害に強い都市基盤づくりに向けて、公園、緑地、道路、橋りょう等の整備及び維持保全を適切に行うとともに、防災対策の拠点となる公共施設の安全性を確保しなければならない。

2 建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、耐震性及び耐火性の向上を図り、並びに維持保全を適切に行うよう努めなければならない。

(防災教育)

第12条 市は、相模原市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)において、児童及び生徒が発達段階に応じた防災に関する知識及び技術を習得するとともに、災害が発生した場合において適切に行動する力を身に付けることができるよう、防災に関する教育を推進するものとする。

(防災訓練の実施)

第13条 市は、国、他の地方公共団体、自主防災組織その他の関係機関と連携し、地域の特性に応じた実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 市民等及び事業者は、災害に備え、前項の防災訓練に積極的に参加するよう努めなければならない。

(地域の特性に応じた対策)

第14条 市は、住宅、店舗等が密集する地域等における延焼を防止するため、消防水利の確保、市民等、事業者及び自主防災組織による初期消火対策の充実等を図るものとする。

2 市は、中山間地域等における土砂災害等による孤立地区の発生に備え、通信及び輸送手段の確保、救出・救助に必要な資機材の整備等必要な対策を行うものとする。

3 市は、河川流域における台風、集中豪雨等による洪水被害を防止するため、神奈川県等と連携し、河川の改修を行うとともに、浸水が想定される区域及び洪水の被害履歴の周知、避難体制の確立等を図るものとする。

(中高層建築物の災害予防策)

第15条 中高層建築物の所有者、管理者又は入居者は、災害に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について取り組むよう努めなければならない。

(1) 初期消火、避難等の自主防災の仕組みづくり

(2) 水道、電気等の途絶に伴い必要となる物資の備蓄

(3) エレベーターへの閉じ込めの対策

(4) ガラスの飛散及び物の落下の防止

(5) 家具等の転倒の防止

(土砂災害対策)

第 1 6 条 市は、台風、集中豪雨等による土砂災害を防止するため、神奈川県その他の関係機関と連携し、土砂災害が想定される箇所及び土砂災害の履歴の周知、避難体制の確立等を図るものとする。

(浸水被害対策)

第 1 7 条 市は、台風、集中豪雨等による浸水被害を防止するため、公共下水道等の整備、浸水が想定される区域及び浸水の被害履歴の周知、避難体制の確立等を図るものとする。

2 市は、土地の所有者又は管理者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。

(避難所)

第 1 8 条 市は、避難を行う必要のある災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市立小中学校その他の公共施設を避難所としてあらかじめ指定するとともに、その運営の手順を定めるほか、食品、飲料水その他の必要な物資を確保しなければならない。

2 避難所の運営は、市の職員、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等により構成する避難所運営協議会が主体となってい、市は、避難所運営協議会が行う避難所の運営及び訓練に係る支援を行うものとする。

3 避難所に避難した者は、避難所の円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

4 市は、避難を行う必要のある災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者が避難所における生活が困難となったときに備え、社会福祉施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定するものとする。

(災害時要援護者の支援策)

第 1 9 条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時要援護者の安否確認、救出・救助、避難誘導等を円滑に行うことができるよう、自主防災組織その他の関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制を確立するものとする。

2 市は、災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものについて、安否確認、救出・救助、避難誘導等を円滑に行うため、その基礎とする名簿を作成し、当該者の同意を得た上で当該支援に携わる関係者に、別に定めるところにより当該名簿の情報を提供するものとする。

(ボランティアとの連携)

第20条 市は、災害が発生した場合においてボランティアが果たす役割の重要性に鑑み、ボランティア団体その他の関係機関と連携し、市民等及び事業者に対し、ボランティア活動への理解が深まり、及び参加が促進されるよう、必要な普及啓発を日頃から行うものとする。

2 市は、災害が発生した場合においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア団体その他の関係機関の自主性を尊重しつつ、これらの関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の確立等を図るものとする。

(医療救護体制の充実)

第21条 市は、災害が発生した場合において円滑な医療救護活動を行うことができるよう、他の地方公共団体、医療関係機関、医療関係団体等と連携し、あらかじめ必要な体制の充実を図るとともに、医薬品その他の必要な物資を確保するものとする。

(協定等の締結)

第22条 市は、災害が発生した場合において食品、飲料水その他の必要な物資の供給、緊急輸送の確保その他の応急対策が的確に行われるよう、あらかじめ関係事業者等と協定等を締結し、必要な体制を確立するものとする。

(広域的な受援体制の整備)

第23条 市は、災害が発生した場合においてその被害の状況に応じて応急対策及び復旧・復興対策の円滑な実施を図るため、あらかじめ締結した協定等に基づき他の地方公共団体等からの応援を受けることに備え、必要な体制を確立するものとする。

第3章 応急対策

(応急対策の実施)

第24条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、職員の配備等の必要な体制を速やかに整えるとともに、その被害の状況に応じて、国、他の地方公共団体、市民等、自主防災組織、事業者及びその他の関係機関と連携し、救

- 出・救助、医療救護、避難等の必要な応急対策を的確に行うものとする。
- 2 市民等及び事業者は、災害が発生した場合は、自己又は従業員等の安全を確保した上で、共助の考え方にに基づき、初期消火、救出・救助、被害情報の通報等を冷静かつ適切に行うよう努めるとともに、市が行う応急対策に協力するよう努めなければならない。
 - 3 自主防災組織は、災害が発生した場合は、市その他の関係機関と連携し、情報の収集伝達、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うよう努めなければならない。
 - 4 市と協定等を締結した関係事業者等は、当該協定等に基づく市の要請に対し、可能な限り迅速な対応を図るよう努めなければならない。

(帰宅困難者の支援策)

第25条 市は、災害が発生した場合において帰宅困難者の一斉帰宅又は駅周辺での滞留による混乱及び事故の発生等(以下「帰宅困難者による混乱の発生等」という。)を防止するため、他の地方公共団体、交通事業者その他の関係機関と連携し、一斉帰宅の抑制に関する周知、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保その他の必要な対策を行うものとする。

- 2 市は、災害が発生した場合において帰宅困難者による混乱の発生等を防止し、又は徒歩により帰宅する者を支援するため、他の地方公共団体、交通事業者その他の関係機関と連携し、帰宅困難者等に対し、災害及び交通状況に関する適切な情報提供その他の必要な対策を行うものとする。
- 3 市民等は、災害が発生した場合において帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、自己の安全を確保した上で、むやみに移動を開始しないよう努めるとともに、市、他の地方公共団体、交通事業者その他の関係機関が行う対策に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、災害が発生した場合において帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、従業員等及び事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認した上で、従業員等の一斉帰宅の抑制のために必要な対策を行うよう努めるとともに、市、他の地方公共団体、交通事業者その他の関係機関が行う対策に協力するよう努めなければならない。

第4章 復旧・復興対策

(復旧対策)

第26条 市は、災害が発生した場合において、その被害が甚大であるときは、国、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、災害の復旧のために行う事業並びに被災した市民及び事業者の生活又は事業の再建に必要な支援策について、迅速に取り組むものとする。

2 被災した市民及び事業者は、相互に協力し、生活又は事業の再建に努めなければならない。

(復興対策)

第27条 市は、災害が発生した場合において、その被害が甚大であるときは、その地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するため、復興計画を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による復興計画の策定及び実施を円滑に推進するため、あらかじめ必要な手順を定めるものとする。

第5章 推進体制等

(推進体制)

第28条 市は、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び関係機関と連携し、必要な体制を確立するものとする。

2 市は、防災対策への関心及び理解を深める取組が市民等及び事業者に広く周知されるよう、防災週間を設けるものとする。

(市域外への支援)

第29条 市は、市域外で災害が発生した場合において、その被害が甚大であり緊急に支援が必要と認めるときは、迅速に、応急対策及び復旧対策の支援を行うものとする。

2 市民等及び事業者は、市域外で災害が発生した場合は、当該被災地に対し可能な範囲で支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。